

現代社会における消費者取引の在り方を踏まえた  
消費者契約法検討会ワーキンググループ<sup>°</sup>

第3回 議事録

消費者庁消費者制度課

## 第3回 現代社会における消費者取引の在り方を踏まえた消費者契約法検討会 ワーキンググループ

1. 日 時：令和7年12月19日（金） 9:00～11:39

2. 場 所：中央合同庁舎第4号館 共用第2特別会議室 併用 オンライン会議

### 3. 議 題

- ・「解約料」の実態を踏まえた実効的な仕組み
- ・ハードローの下でソフトローを活用することにより民間主体の専門性・現場力をいかし、予見可能性を確保しつつ柔軟な内容や適用・紛争の解決を可能とする仕組み
- ・横断的な検討事項（行為規範・契約内容規範に正当化のための要素を組み合わせる仕組み、消費者団体訴訟制度（差止請求）の発展可能性）

### 4. 出席者

（委員）

垣内秀介委員、加毛明委員、カライスコス アントニオス委員、北島周作委員、後藤元委員、西内康人委員、山下純司座長

（事務局）

黒木審議官、古川消費者制度課長、遠藤取引対策課長、島袋企画官、伊吹政策企画専門官、梅澤政策企画専門官

○古川消費者制度課長 それでは、定刻となりましたので始めさせていただきたいと思います。

皆様、本日はお忙しいところお集まりいただきまして、どうもありがとうございます。ただいまから、第3回「現代社会における消費者取引の在り方を踏まえた消費者契約法検討会ワーキンググループ」を開催いたします。

本日は、山下座長、加毛委員、カライスコス委員には会議室で、北島委員、後藤委員、西内委員にはオンラインにて御出席いただいております。そのうち、後藤委員におかれましては10時頃に御退席予定とお伺いしております。また、今は御出席していただいておりませんけれども、垣内委員におかれましては10時半頃からオンラインにて御出席予定と伺っております。大屋委員におかれましては、本日、所用により御欠席ということになっております。

それでは、以降の議事進行は座長にお願いしたいと思います。

○山下座長 それでは、本日の議事に入りたいと思います。

本日の検討事項ですが、「『解約料』の実態を踏まえた実効的な仕組み」、及び「ハーローの下でソフトローを活用することにより民間主体の専門性・現場力をいかし、予見可能性を確保しつつ柔軟な内容や適用・紛争の解決を可能とする仕組み」、及び「横断的な検討事項（行為規範・契約内容規範に正当化のための要素を組み合わせる仕組み、消費者団体訴訟制度（差止請求）の発展可能性）」を扱いたいと思います。

なお、前回のワーキンググループで議論し切れなかった、前回資料20ページ以降の「消費者が事業者に対して自己の情報、時間、アテンションを提供する取引に関する規律」については、当初、今回のワーキンググループで議論することを予定しておりましたが、他の議題との関連性等との兼ね合いもあり、次回のワーキンググループで議論することとしたと考えております。

それでは、まず、「『解約料』の実態を踏まえた実効的な仕組み」について、初めに事務局から説明をしてもらい、その後、質疑応答・意見交換を実施したいと思います。

それでは、事務局、よろしくお願ひいたします。

○梅澤専門官 それでは、資料に基づき御説明させていただきます。前方のスクリーン、もしくはお手元の資料を御覧ください。

初めに、1ページの目次で資料の構成を御説明いたします。

「今回のテーマ」、「基本的な考え方」、「従来の枠組みの課題」、御検討を進めていただく際の観点等を整理した「検討の方向性」と、主たる御議論対象の「検討事項」で構成しております。

それでは、中身の御説明に入らせていただきます。

初めに、「今回のテーマ」でございます。

今回の御議論の対象は、資料の赤枠の部分でございます。第1回検討会では、検討事項(4)としまして、「『解約料』の実態を踏まえた実効的な仕組み」及び記載された3つ

の点が確認されたところです。

記載の3点については、「解約料の実態に関する研究会 議論の整理」において、「解約料」の実態を踏まえた望ましいルールの在り方に関する3つの視点として提示されたものですが、今回はこれらの視点も踏まえた上で、後ほど御説明するとおり、検討事項を改めて整理し直しております。

3ページでは、参考条文と関連する附帯決議を掲載しておりますので、適宜御参照いただければと存じます。

4ページでは、「解約料の実態に関する研究会 議論の整理」を踏まえ、今回のテーマに関する「基本的な考え方」を整理しております。

消費者契約法第9条第1項第1号は、契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し又は違約金を定める条項につき、当該消費者契約の解除に伴い当該事業者に生ずべき「平均的な損害」の額を超える部分を無効としております。この規定に対しては、①どのような場合に「平均的な損害」の額を超えると考えるべきか、解釈が明らかではない、②消費者及び適格消費者団体が「平均的な損害」の額を立証することは難しい、③「平均的な損害」の額との関係のみで解約料を規律することはビジネスの実態に合わない、と指摘されてきたところでございます。

「解約料」の実態につきまして、事業者が「解約料」を設定する目的としては、「損失補填」のほかに、「価格差別」、「解約抑止」、「売上安定化」などがあり、「解約料」に関する情報提供の有無や情報提供のタイミング・態様といった「解約料」についての情報提供の在り方が「解約料」の支払いに対する消費者の不満度に大きく影響すると考えられます。

なお、「解約料」として※印を付しております。第9条第1項第1号は「消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項」と規定していますが、これらに係る金銭等に加えて、消費者契約の解除に関連して消費者が実質的に負う経済的負担についても、本資料では「解約料」に含めることとしたしております。

このような「解約料」の実態を踏まえた望ましいルールの在り方を検討するに当たり、損失補填以外の目的で設定される「解約料」の存在に対応すること、手続面の問題を「解約料」の正当性の判断において考慮すること、「解約料」に関する情報提供の在り方を検討すること、という3つの視点を考慮する必要があると考えられます。

5ページでは、「従来の枠組みの課題」を整理しております。

第9条は、消費者契約法の制定時において、事業者が消費者契約の解除等に伴い高額な損害賠償等を請求することを予定し、消費者に不当な金銭的負担を強いるケースに対処するために、解約によって事業者に生じる損失を補填する目的で事業者が「解約料」を設定することを念頭に、「平均的な損害」の額との関係で「解約料」を規律したものです。

しかし、制定から25年を経た現代社会の取引実態としては、事業者が「損失補填以外の目的」で「解約料」を設定する場合があり、第9条第1項第1号の「消費者契約の解除に

伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項」に該当するものとしても「損失補填以外の目的」のものが存在すると考えられます。

また、「平均的な損害」の額は事業者に固有の事情であり、消費者及び適格消費者団体が情報を把握することが難しいと考えられますが、他方で、事業者側としても、実態としては「解約料」には「損失補填以外の目的」のものがある中で、「平均的な損害」の額との関係でのみ「解約料」の合理性を説明することが難しいものと考えられます。

そのような状況の中で、消費者契約法上の規律としては「損失補填の目的」の場合を念頭に置いた「平均的な損害」の額を基準とした規律のみであるため、第9条第1項第1号の適用において困難が生じており、本来念頭に置いていた「損失補填の目的」の場合に十分な規律を及ぼすことを阻むことにもなっていると考えられます。

続いて、6ページにおいて「検討の方向性」をお示ししております。

「解約料」が様々な目的で設定され得るものであることに対応するため、「損失補填の目的」の場合と「損失補填以外の目的」の場合とを自覚的に区別し、各特性に応じた実効的な規律を検討することが考えられるのではないか、としております。

現行法の第9条第1項第1号は、「損失補填の目的」の「解約料」を念頭に置いているにもかかわらず、実際には「損失補填以外の目的」で「解約料」が設定される場合にも適用が検討される状況であると考えられます。

そこで、「損失補填以外の目的」の場合に対応する規律を新たに設けることで、「損失補填の目的」の場合との関係を整理し、「損失補填の目的」の場合について「平均的な損害」の額を基準とする規律の実効性を高める方策を検討することが考えられるのではないか、ということでございます。

3点目として、その際に、事業者の消費者に対する「解約料」に係る情報提供が適時適切に実施されるよう促進する仕組みについても検討することが考えられるのではないか、4点目として、「解約料」についての規律の実効性を確保するために、ハードローの下でソフトローを活用する可能性について検討することが考えられるのではないか、としております。

次に、7～8ページにおいて、御議論いただきたい「検討事項」をお示ししております。

「解約料」の実態を踏まえた実効的な仕組みの在り方について、どのように考えるべきか、でございます。

御議論に役立てられればということで例を付記しております。例の1点目で、「損失補填以外の目的」の「解約料」について一定の規律を設け、「損失補填の目的」の「解約料」について「平均的な損害」の額を基準とする規律の実効性を高めることが考えられるか、としております。

2点目として、上記の「損失補填以外の目的」の「解約料」についての一定の規律としてどのようなものが考えられるか、その場合に対象となる「損失補填以外の目的」の「解約料」をどのように画することが考えられるか、としております。

例としまして、「解約料」に不当性が認められる場合には「解約料」条項を無効とすることが考えられるか、また、正当性が認められる場合には「損失補填の目的」の「解約料」に係る「平均的な損害」の額を基準とする規律の対象とならないものとすることが考えられるか、ここで正当性が認められる／認められない「損失補填以外の目的」の「解約料」としてどのようなものが考えられるか、と記載しております。

3点目として、上記の「損失補填の目的」の「解約料」について「平均的な損害」の額を基準とする規律の実効性を高める方策としてどのようなものが考えられるか、としております。

例としまして、「平均的な損害」の額を超えない限りにおいて「解約料」を請求できることとすることが考えられるか、あるいは、第9条第1項第1号の枠組みを維持しつつ、事業者において第9条第1項第1号の条項について合算した額が同号に定める当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者に生ずべき平均的な損害の額を超えないことについて合理的な説明がなされない限り当該額を超えるものとみなすことが考えられるか、としております。

4点目としまして、「損失補填の目的」と「損失補填以外の目的」が併存する「解約料」の規律については、どのように考えられるか、としております。

「解約料の実態に関する研究会 議論の整理」において、複数の目的が併存する「解約料」について指摘があったところでございますので、その場合の規律について御検討いただければと思っております。

8ページに移りまして、1点目で、事業者の消費者に対する「解約料」に係る情報提供を促進する仕組みとしてどのようなものが考えられるか、としております。

例としまして、「損失補填の目的」の場合とそれ以外の場合とで、情報提供の必要性、情報提供を行うタイミング、提供する情報の内容は異なると考えられるか、と記載しております。

2点目では、「解約料」についての規律の実効性を確保するためのソフトローの活用可能性についてどのように考えるべきか、としております。

例としまして、事業者による合理的な説明等についての具体的な行動指針を、行政が策定し、あるいは正当性を担保しつつ事業者あるいは事業者団体を含む民間主体が参画しながら策定する仕組みを設けることが考えられるか、と記載しております。

「解約料」が問題となる消費者契約には様々な業界の商品・サービスがあるところ、解約によって事業者に生じる損失の考え方や、業界ごとに望ましい情報提供等の手続の具体的な在り方は異なる実態があると考えられますので、ソフトローの活用が考えられるかにつき御議論いただければという趣旨でございます。

9ページ以降では、御議論に役立てていただく趣旨で、「解約料」に関する資料をお示ししております。

まず、10～14ページは、「解約料の実態に関する研究会」に先立ち、消費者庁が実施し

た「キャンセル料に関する消費者の意識調査」の報告書より抜粋しております。

10ページは、キャンセル料の支払いに対する不満の程度です。キャンセル料を支払うことについて、「不満だった」と回答した割合は57.5%、「不満に思わなかった」と回答した割合は20.9%でございました。

11ページは、キャンセル料の支払いを不満に思った理由です。割合が高い順に、「キャンセル料が高額だったから／返金が一切またはほとんど無かったから」、「キャンセル料を支払うこと自体が不満だから」、「キャンセル料に関する説明が無かった、説明が分かりにくかったから」となっております。

12ページは、キャンセル料の支払いを不満に思わなかった理由をお示ししたものです。「キャンセル料が発生することを知っていたから、説明を受けていたから」の割合が最も高く、「自分自身の都合によるキャンセルだったから」などが続いております。

13ページは、キャンセル料の情報提供に対する印象を尋ねた結果を示しております。「不満はなかった」と回答した割合が41.3%、「不満だった」と回答した割合が29.3%となっております。

14ページは、キャンセル料の情報提供に不満を持った理由についてです。対面の契約でもオンラインの契約でも、「どのような場合にキャンセル料を支払うことになるのか、情報提供の内容が分かりにくかったから」の割合が最も高いですが、対面の場合は、「情報提供の際の担当者が不親切だったから」が続き、オンラインの場合は、「どこを見ればキャンセル料の記載があるのか、記載位置が分かりにくかったから」が続いています。

15～20ページは、「解約料の実態に関する研究会」において、消費者の行動を心理学の立場から御研究されている中央大学文学部教授の有賀委員に「キャンセル料に関する消費者の意識調査」の分析結果を御発表いただいた資料の抜粋でございます。

15ページは、消費者の意識調査の概要をおまとめいただいたもので、調査Aはキャンセル料の支払いに関する意識・実態調査であり、先ほど御紹介したものになります。調査Bは、キャンセル料の支払いに関する仮想事例に基づいて、消費者のキャンセル料に対する認識を尋ねた調査でございます。

16ページでは、調査Aにおいて、キャンセルした理由とそのときに感じた不満度の関係を分析した箇所を抜粋しております。「自分自身の都合」や「同伴者や家族の都合」でキャンセルするときよりも、「それ以外の外的要因」でキャンセルするときに不満度が高いとされています。

17ページは、調査Aの分析のまとめになります。例えば、1として、キャンセル料の情報提供に対する印象が悪いと、消費者はキャンセル料の支払いに対して不満を感じるとされています。2として、一括払いのときよりも分割・定額払いのときに消費者はキャンセル料の情報提供に対して不満を感じ、かつ支払いに対しても不満を感じるとされています。3として、オンラインでの購入・契約の場合、キャンセル料の情報提供が機能していない可能性が示唆されています。

18ページは、調査B、キャンセル料の支払いを想定した仮想事例に基づく意識調査の分析の抜粋です。登場人物が商品・サービスを購入・契約する仮想事例において、キャンセル料の割合に応じたプランを幾つか提示し、キャンセル料をどの程度気にするかなどについて回答を求めました。

プランが1つで選択肢がない場合、選択肢が3つの場合、6つの場合、選択肢は3つでプランの比較が困難な場合という4パターンが設定されました。その結果、選択肢がない場合よりも選択肢がある方がキャンセル料を気にする度合いが強いことが分かりました。さらに、選択肢の数が同じ3つであっても、プランの比較が困難な場合よりも比較がしやすいときの方がキャンセル料を気にする度合いが強いことが分かりました。

19ページは、調査Bのまとめになります。1及び2は先ほどの御説明と同様でございます。3として、消費者自身がキャンセル料の有無・多寡を選択することで、キャンセル料を意識するようになり、かつ自身の選択に不満を帰属させることで、キャンセルしたときの不満度が低減される可能性があるとされています。さらに4として、損害補填、キャンセル率抑制（解約抑止）、価格差別を目的としたキャンセル料の設定は比較的受け入れられるが、利益目的のキャンセル料の設定は受け入れられない可能性が高いとのことでした。

20ページが、調査全体のまとめになります。赤枠の中の1として、情報提供が不十分であると、消費者はキャンセル料の支払いに対して不満を感じるとされております。2として、消費者がキャンセル料の有無・多寡を選択できるとき、キャンセル料を意識する傾向が強くなり、かつ自身の選択に不満を帰属させることで、不満は低減される可能性があると分析されています。

21～22ページは、「解約料の実態に関する研究会 議論の整理」の概要でございます。

23～24ページは、第1回検討会資料の抜粋でございます。

私からの御説明は以上となります。

○山下座長 ありがとうございます。

それでは、質疑応答に移ります。資料1の7、8ページに記載があります検討事項について、御意見、御質問をいただきたいと思います。御発言をいただく場合は、挙手にてお知らせください。

なお、後藤委員におかれましては、10時頃に御退席と伺っておりますので、この後、議論予定の資料2についても御意見、御質問があれば併せて御発言いただければと思います。

それでは、委員の皆様、よろしくお願ひします。

後藤委員、よろしくお願ひします。

○後藤委員 後藤でございます。

先に失礼させていただきます関係で、最初に発言させていただきます。

「解約料」について、7ページ、8ページの検討事項ですけれども、解約料にいろいろな目的があるということを出発点として考えていくというのは結構なことかと思っております。そのときに、「損失補填以外の目的」ということで幾つか挙げられているわけです

けれども、その中で拾い上げる、救ってあげる必要があるのは、主に価格差別目的として料金体系を2つに分けて、途中で片方から片方へ乗り換えることを防ぐという目的での解約料かと思います。これは合理性があると思われるわけですけれども、ほかの目的については、損失補填目的というのは、解約料には全てその機能が備わっているわけですので、独立の話として取り上げる必要がないようにも思いますし、また解約料で稼ごうとするというのは認め難いというのはご指摘があったとおりかと思いますので、価格差別目的だけをどうやって切り出すのかということを考えれば足りるのかなと思っております。

そして、価格差別と言っている以上は、複数の料金体系がある中でどれにするのかという形になることが通常ではないかと思われますので、そうすると、ある程度外形的に判断していくことも可能なのかなという気がしております。もちろん潜脱的なものがあり得ますし、また、価格差別といつても許容される範囲に限界はあるのではないかということもあるかと思います。その限界をどこに設定するかというのは非常に難しい問題ですし、それを「不当」という言葉だけで表現していいのかというところの悩ましさはあるのですけれども、取りあえず最初のアプローチとしては、今申し上げたように価格差別のところを切り出していくことを考えればいいのかなと思っております。

他方で、損失補填目的のほうの「平均的な損害」の「平均」という言葉の意味をめぐって過去に争いが生じてきているわけですけれども、「平均」にも単純な算術平均の話なのか、限界費用の話をするのか、いろいろなパターンがあり得るわけですので、その中身をもう少し詰めた上で、その証明責任を事業者側に負わせることが考えられるのではないかと思っております。

8ページのタイミングの話ですけれども、損失補填目的であれ、価格差別目的であれ、消費者がそれをちゃんと認識した上で選択することが大前提になるかと思いますので、目的によって情報提供の必要性やタイミングが異なることはないように思います。判断をする時点で十分な情報が提供されているということが前提になってくるかと思いますので、情報提供という観点からはそこは区別せずに考えていけばいいのかなと思っております。

資料2についても、先走って恐縮なのですが、1点だけ申し上げさせていただくと、いろいろな規制手法を組み合わせて対処していこうというのは、総論としては非常に結構なことかと思うのですが、具体的に何をやるのかというところがまだイメージできていないのかなと感じております。

また、言葉遣いとして気になった話として、法律で何か規定を置いて、下位規範としてのソフトローで具体化していくのだという言い方をされるところがあったのですが、ソフトローを下位規範と見るというのはあまり今まで考えておりませんで、法律で定めたものを内閣府令とか政令で具体化していくときに、政令、省令はまさに下位規定ですが、ソフトローの策定主体がもし民間の自主規制団体だったりすると、それは法律に対して別に下位に存在するわけではなく、法律の内容を事業者が解釈してそういうふうに言っているというものですので、「下位規範」という呼び方自体に私は違和感を覚えたところがござ

ざいます。

また、「ソフトロー」というときに、ハードなのか、ソフトなのかという区別と、規定の内容が抽象性の高いものなのか、具体的なものなのか、ハードロー、ソフトローではなくて、ルールか、スタンダードかという言い方をすることが多いかと思うのですけれども、私がなじみのある会社法とか金融規制の分野ですと、ソフトローを使うというのは、具体的なルールを決めにくいときに、事業者が例えば顧客の利益を優先という形で抽象的なスタンダードをうたった上で事業者が各自で考えていくということかと思うのですが、その場合のソフトローの基準は抽象的なものであることも多いような気もします。

ソフトローで具体的な細則を定めていくというのは、もちろんそういうのもあり得るのかなと思いつつも、ソフトローの使い方として、そんなに一般的なものではないようと思われましたので、ここで法律で抽象性の高いものをうたっておいて、事業者に具体化を委ねるというとき、ソフトローのどういうところに着目をしてそういう提言をされているのかということがもう少し明らかになると議論がしやすいのかなと感じました。

後半のほうはほぼコメントだけですけれども、取りあえず以上でございます。ありがとうございました。

○山下座長 ありがとうございます。

加毛委員、お願いします。

○加毛委員 ありがとうございます。

○加毛委員 ありがとうございます。ただ今の後藤先生の御質問にも関わることを幾つか申し上げたいと思います。

まず、4ページの①「どのような場合に『平均的な損害』の額を超えると考えるべきか、解釈が明らかではない」という問題が指摘されているのですが、この問題がこの資料のなかでどのように位置づけられているのかがよく分かりませんでした。「平均的な損害」の意義について正面からは検討しないということなのでしょうか、それとも損失補填以外の目的で解約料が設定されている場合があるので、解約料について検討することが「平均的な損害」の解釈につながるということなのでしょうか。その辺りがよく理解できませんでした。

なぜ理解できないのかというと、「損失補填」の「損失」として何が想定されているのかが分からぬからです。この「損失」は履行利益を含むのでしょうか、それとも契約の手続にかかった費用など信頼利益のみを「損失」と捉えるのでしょうか。「損失補填」の「損失」に履行利益が含まれるのだとすると、価格差別の問題も損失補填の問題として理解できるので、それを「損失補填以外の目的」と言う必要はないように思われます。

資料の記述は「解約料の実態に関する研究会」における議論を踏まえたものであると思うのですが、研究会において「損失補填」がいかなる意味で用いられていたのか、あるいは実態調査をする際に、何をもって「損失補填」を意味するものとされていたのかが分かりません。しかし、その内容を確定しないと「『損失補填の目的』の場合と『損失補填以

外の目的』の場合とを自覺的に区別し、各特性に応じた実効的な規律を検討する」ことはできないと考えられますので、その点を明確にしていただきたいと思いました。

第2に、3ページの国会の附帯決議にもある通り、立証責任の転換の問題があり、後藤先生はそのような規律を設ける可能性に言及されたのですけれども、立証責任の転換については、「検討の方向性」において正面からは論じられていないよう思います。

もっとも、関連する内容としては、7ページの3つ目の「・」の括弧書きにおいて、事業者において「平均的な損害の額を超えないことについて合理的な説明がなされない限り当該額を超えるものとみなす」という規律を設けることが提案されているのですけれども、これは証明責任の転換を意味するのか、それとも、証明責任は訴訟にならないと問題とならず、訴訟まで行くケースは少ないことを前提として、より強力な規律を設けようということなのかがよく分かりません。国会の附帯決議や「基本的な考え方」における記述と、本日の検討会における検討内容が対応しているのかが分からないので、その点についてさらに御説明をいただければと思いました。

以上です。

○山下座長 ありがとうございます。

こちらは、事務局から何か説明があれば。

○伊吹専門官 消費者庁でございます。

御質問ありがとうございます。

大きく2点御質問をいたしましたかと存じます。1点目は解約料の研究会の内容も含まれるので、事務局からも御説明しつつ、当時御参加いただいた西内先生からもし補足があればいただければと思っております。

1点目につきましては、まず、この資料で申しますと4ページの「平均的な損害」の額の解釈が明らかではないということと、今回の検討事項との関係ということであったかと思います。

もともと①で指摘されていたところの捉え方は幾つかあると思うのですけれども、大きいところで申しますと、先生もおっしゃっていただいたように、解約料の目的として様々なものがある中で、従来からの「平均的な損害」の額という枠組みで何とか対処しようとしたときに、損失補填以外の目的に関してどういうふうに捉えていくべきかがなかなか難しいという点と、損失補填目的であるとしても「平均的な損害」の額というのがある程度抽象的な概念なので、その解釈が明らかではないという、レベルが違うものが両方とも含まれているのではないかと思われるところでございます。

そのうちの1点目の損失補填以外の目的もあり得るということに関して、7ページの検討事項のほうでは、例の1点目、2点目のような形で対応が考えられないかということを御提示しているところでございます。

また、「平均的な損害」の額の解釈の問題に関しましては、それが2点目の御質問とも関わると思うのですけれども、7ページの例で申しますと上から3つ目のポツになってお

るのですが、こちらに関しましては、解釈自体を現行法以上により詳しく規律していくというところまではこの資料には記載していないのですけれども、そこがもしそういった必要があるのではないかということなどもありましたら、また御意見をいただければと思っております。

他方で、7ページの3点目で記載しておりますのは、どちらかというと立証困難という指摘なども併せて踏まえまして、先ほど御説明しましたように、損失補填以外の目的ということを上の2点目のところである程度整理をした上で、より純度の高い損失補填の目的を規律対象とした場合に、今よりも規律の実効性を高められないかという形で整理しておるものでございます。「例えば」で2つの方向性を記載しておるのでけれども、1つのところが括弧の中の「例えば」で、「『平均的な損害』の額を超えない限りにおいて『解約料』を請求できることとする」ということ、もう一つのほうは、「合理的な説明がなされない限り当該額を超えるものとみなすことが考えられる」ということであります。先生がおっしゃっていただいたように、いわゆる訴訟法上の立証責任ということに限らずに、より実体法的に、事業者側のほうで平均的な損害の額との関係で解約料がある種正当であるところを示していただくことを考えているものとなってございます。

以上でございます。

○黒木審議官 2点目について若干補足を。

加毛委員に御指摘いただきました附帯決議に「立証責任の転換」という言い方はされておりますけれども、従来からも必ずしも訴訟法上の扱いのみを想定して議論がされていたというよりは、実体法上でそれは対応すべきことなのではないかといったことも含めて御議論があり、それらを一言で「立証責任の転換」と言っていますけれども、これまで厳格に訴訟法上の立証責任の転換のみを想定して議論されてきたわけではないと思っております。

○山下座長 加毛委員、よろしくお願ひします。

○加毛委員 ありがとうございます。

2点目については、御説明いただいたように、狭義の証明責任の転換に限らず、様々なことを検討しなければならないものと理解しました。

なお分からぬのが1点目についてです。釈迦に説法なのですけれども、「平均的損害」の「損害」が何を意味するのかという問題については、一方で、民法416条の通常損害を定型化したものであるという考え方があります。この考え方によれば、履行利益も含まれるのではないかと思います。

他方、学説上の有力な見解として、「平均的損害」が原状回復賠償を定めたものであるとする立場があります。それによれば、「平均的損害」に関して、原則として履行利益は含まれないことになります。損害賠償額を低廉に抑えることによって消費者の解約の実効性を保障することに、消費者契約法9条1項1号の重要な意義があるものとされます。

もっとも、原状回復賠償という理解による場合にも、一定の場合には履行利益賠償が認

められるものとされます。事業者がある消費者から契約を解約されても、別の消費者と取引ができるのであれば、そのような取引をすればよいので、履行利益賠償を認める必要はないと考えられる一方で、ある消費者との取引について事業者が様々な投資をしたりコストをかけたりしている場合には、履行利益賠償を認めてよいとされます。このような理解によれば、価格差別についても、なぜ当該金額が設定されたのかに着目をして、平均的損害の内容を決定すればよいことになるのではないかと思います。最初に後藤先生が、幾つか挙げられている目的の中で考慮すべきなのは、価格差別のみではないかとおっしゃったのですが、それは損失補填と異なる問題であると考える必要があるのでしょうか。

以上申し上げたように、損失補填の目的と損害補填以外の目的を区別して議論することに、私は違和感を覚えます。その違和感の前提には、消費者契約法9条1項1号の平均的損害の解釈について、消費者庁も、通常損害定額説をとっているのではないかということがあります。そうすると、履行利益も平均的損害に該当するものと考えられるところ、損失補填の問題から価格差別の問題を除いてしまうことが、考え方として一貫しているのだろうかという疑問を持った次第です。

○山下座長 ありがとうございます。

事務局からありますか。

○伊吹専門官 消費者庁でございます。

改めて、御趣旨を御指摘いただきましてありがとうございます。

今回の検討事項の趣旨とも関わると思うのですけれども、4ページの「基本的な考え方」の2つ目の〇で、研究会で御示唆いただいた幾つかの目的というものを記載させていただいておりますけれども、この研究会自体がその名のとおり実態の調査ということがございまして、各目的にかぎ括弧を付しておるのがその趣旨なのですけれども、必ずしも法的な評価を経てこういった目的としているわけではないところでございます。今まさに加毛先生が御指摘いただいた点も、実態としてこういう目的あるいは機能がある中で、それを法的に、特に私法の世界で評価するとどういうふうに捉えられるのかという別のレベルの論点があるかと思っております。

今回の検討事項におきましても、まずは差し当たり、実態を踏まえたかぎ括弧付きの各目的に関しては、従来「損失補填」目的を念頭に置いた規律が消費者契約法には設けられているところですけれども、それ以外の様々な目的や機能があり得るとしたときに、その規律をどうしていくべきかということでございます。さらに、かぎ括弧付きで一旦仮で置いておる目的に関して、今度は法的に整理していったときに、それがどう評価されるかというのも一つ重要なポイントかと思っておりまして、今、加毛先生に御指摘いただいたのはその点に関する御意見かと思っておりますので、その点も含めてぜひ御議論をいただければと思ってございます。

○山下座長 ありがとうございます。

カライスコス委員、お願いします。

○カライスコス委員 今、加毛委員がおっしゃられた点は私も同じように考えております。もちろん報告書でされている分類は理論的には重要なものだと思っていますが、私の理解としては、そこは加毛委員と違うのかよく分からないのですが、究極的には全て損失を補填するための解約料なのだろうなと思っております。ビジネスモデルとしての示し方は違うのだけれども、最終的には事業者側は何をしようとしているのかというと、解約されたことによって生じる何らかの損失をそこでカバーしようとしているのではないかということです。なので、理論的な分類としては機能はし得るのですが、法的に考えた場合には究極的にも同じところに行き着くのではないのかということを同じように考えております。

ビジネスモデルをどう設定するのかということは、事業者側の問題、事業者側が何をどのように示すのかということになりますので、私が懸念しているのは、どういう目的で設定している解約料なのかということをあまりにも重視し過ぎると、先ほどの究極的には損失補填に行き着くのだという点をさておいたとしても、今以上に問題が生じるのではないかということです。

つまり、消費者側としては事業者がそのビジネスモデルにおいて何の目的で解約料を設定しているのかが分からないというところが多いのであって、今ある問題に加えて、今度は消費者側が、仮に訴訟になった場合には、何の目的の解約料なのかをまず証明しなさいと求められ、それを証明した上でみたいな話になりかねないのではないかということです。なので、今以上に解約料のところで入り口問題みたいなことが付加的に発生するのではないかと懸念しております。

そうすると、私は、究極的には損失を補填することが目的なので、この分類は法律上、正面から扱うのは少し難しいのではないかと思いつつも、仮にこれを使うとしたら、入り口問題としてではなくて、解約料の金額の合理性について判断するときに、ちなみにこれは何の目的で設定したものなのかというところも考慮するのが望ましいと思います。それは、消費者側に求めるのはよくないというか、今以上に問題が発生するので、事業者側が金額の正当性を示すとともに、これはなぜ正当なのかというと、こういう目的で設定しているからということを求めるべきです。究極的には損失補填であれ、ビジネスモデルも示しながらというところではないのかなと思っております。

あと、3ページの先ほど加毛委員からもお話がありました附帯決議は、私は重要だと思っていて、これも加毛委員と同じ考え方です。つまり、まず訴訟上の立証責任の転換は必要であろうと思っております。先ほど申し上げたとおり、目的が違うということであればそれも含めて事業者側から丁寧に示して、これは正当な金額なのだということを示す必要があると思いますし、加毛委員が指摘されたように訴訟に至らないものが多いということも踏まえると、先ほどの消費者庁の説明にもありましたように、そもそも解約料の金額を示すときに、単純に解約料は幾らですか終わるのではなくて、それはどういう理由でということも合理的な説明をして、こういう理由でこの金額になっているということは示すべきではないかと思います。それは、訴訟の手前の段階で、情報提供、説明義務の一環として

ということです。

あと、7ページ、解約料条項を無効とすることというのがあり得るのではないかと考えております。

8ページの情報提供を促進するということがやはり欠かせないと思います。先ほどの繰り返しになりますが、そもそも解約料について表示をするときに、単に金額を示すだけではなくて、なぜこの金額なのかということを合理的な範囲で示す必要があると思っております。

そのときには、過去から言われているように、単に情報をぱっと消費者側に投げて、これが理由なので自分で読んで理解しなさいということではなくて、情報提供のデザイン、設計の仕方にも注意をして、重要な項目、こういう理由でこの金額になっているのだということを分かりやすく説明する必要があると思います。

8ページに記載のソフトローの活用可能性についても必要だと思っております。より細かい点に入りますと、解約料との関係で忘れてはならないと思っていますのが、解約料は勧誘の一部でもあるということです。つまり、何となく解約料は消費者側が解約をするときに問題になりがちではあるのですが、まさにいろいろな種類がある、目的があるということから示されたように、事業者としてはそもそも解約料も勧誘の一環として使っているという側面がありますので、そこも考慮して対応しなければいけないのだろう、解約料というものが消費者の選択を誘導する手段として用いられているという側面も忘れてはならないと思っております。

あと、先ほどお示しいただいた意識調査から示されていることが、説明をすると消費者側が不当だと感じる感覚が弱まるということかと思いますが、これを重視し過ぎると、説明をすれば金額は高くてもいいのかという話になるわけですが、それは違うのだということは再確認したいと思います。つまり、手続面、説明義務という側面と実態面、金額という側面は別に存在していて、説明義務を果たせばどんな金額でもよいということではないことは確認しておきたいと思います。

あと、細かい見解にはなりますが、先ほど加毛委員からも履行利益などのお話をありましたが、一定の取引については、さすがに契約締結直後の解約についても履行利益を含めることは制限する必要があるのかもしれないと思っていますし、申込金、手付金みたいなものを消費者側が支払っている場合には、これについてもそれを超えるような解約料は一定期間制限してもよいのではないかと思っております。民法の話にも絡んでくるところであります。

最後に、ソフトローとの関係については、第三者機関などが適切な解約料だということを認証・認定することも考えられますし、それが業界団体なのか、公益法人が専門家の意見を利用するのか、いろいろなやり方があるかと思います。冒頭で申し上げましたように、解約料というのはビジネスモデルとして機能していて、それを設定するのは事業者側であって、そこには消費者の参加はありません。一方的に事業者側が「これが解約料なのです」

ということで設定しますので、仮にソフトロー的なものを用いるとした場合には、そこには消費者団体などが参加するような仕組みにすることが望ましいのではないか、一般的にはビジネスモデルの策定に参加できない消費者の声もそこに組み入れることが重要ではないかと思います。

長くなってしまい、申し訳ありません。以上です。

○山下座長 ありがとうございます。

先ほど事務局からも補足をということで、西内委員にお話をさせていただきたいのですが、別の点でも結構ですが、西内委員、お願いします。

○西内委員 どうもありがとうございます。

解約料研究会で行われてきた議論と、消費者契約法が定める9条1項1号の解釈、とりわけ損失補填との関係について御質問や御意見があったと思いますので、少し補足させていただくというのが発言の主な趣旨という形になります。

少し補足させていただくという前提として、4ページにある解約料の実態に関する機能分類あるいは目的の分類というところですけれども、こちらは経済学や経営学の先生方から、こういった目的があるのではないか、そういう機能があるのではないかという形で提示されたというところが前提として存在しております。

経済学や経営学では、当事者のインセンティブ、当事者の動機づけにどのような影響を与えるのかという観点から、様々な金銭のやり取りについて把握します。法律学においては損失補填のように事後的にどのような損害が生じたのか、それを賠償させるべきかという事後の観点が重要になってくるわけですが、経済学並びに経営学などでは、事前の観点、当事者にとってそれがどういうインセンティブを与えるのかということが重要になるということです。

例えば、価格差別であったとすれば、当事者が契約を行う際にどのような行動を行うのか、それによってどのような情報が開示されるのか、とりわけ消費者が様々な好みを持っているところ、好みは事業者側からすれば直ちに手に入る情報ではない、だからこそ、価格についてメニューを設けた上で、消費者にとってどれぐらいの額であれば支払えるのかということについて価格差別により消費者から開示させる形で消費者を分離することが合理的な価格設定の戦略になるというところが考えられたところであります。また、解約抑止や売上安定化に関しては、消費者が解約を抑止されるという意味で、契約後においてどのような行動を取るのかということについて一定程度インセンティブを与えるのだというところが前提になっています。

また、損失補填を含めて全部ではあるのですけれども、事業者はそもそもそういった契約類型というものに入るインセンティブを持つかどうかを考慮しています。つまり、一定の利益率が確保されない限りにおいては、契約自体あるいはサービス 자체が提供されないおそれも存在するところです。

以上のような意味で、消費者、事業者相互の行動に関する動機づけは、契約前というと

ころまで含めた上で、どういった動機づけを与えるのか、というところを見ていったというのが解約料研究会で検討した趣旨になっています。

このような観点から見ていくと、少なくとも原状回復的損害賠償だけでは目的を達成できないという場面が多く存在しているところであります。ただ、履行利益賠償を全て認めるのかと言われると、それは以前の後藤先生の御指摘にも関係しているところではあるのですが、そもそも契約が解約できるのか、契約の拘束力はどのようなものだと考えるのかというところが密接に関係しているところです。

そして、合意された期間全てや、合意された代金全てを取れるか、そこまで取らなくてもこれらの目的は達成できるのではないかというと、履行利益と原状回復的損害賠償の中間的なところが意識されていたのではないのかなと思うところであります。つまり、原状回復的損害賠償を一方の極、そもそも契約を解約させない、契約を解約したのと解約していない状態を同じ状態に置くというような、そういう履行利益賠償を他方の極として、その中間的な部分でこれらの目的については十分達成できるのではないか、と思います。

その上で、解約料研究会で私が個人で提案させていただいたのが、目的手段審査や比例原則です。つまり、目的それ自体に正当性があるのかということや、それが手段との関係性で相当な関係性を持っているかどうか、それらを慎重に検討する必要性が存在するのではないかというところが検討の方向性としてあり得るということを申し上げました。

ただ、目的の正当性や手段の相当性を、裁判所並びに様々な紛争解決に当たっている方が直接に個別の事案に照らして判断するというのは困難なので、一定の外形的な要件、あるいは定型化した要件を定める必要性はあるだろうと思います。つまり、後藤先生がおっしゃったように、価格差別であったとすればある程度定型的な形で、一定の目的との関係で解約料が設定されているということが分かりやすい外形的な条件が整うという場面はあります。そういう場面についてくくり出した上で、その上で相当性というものを考えていけばいいのかもしれないというところが今回の議論の前提となっているのではないかなど感じたところであります。

そして、外形的に判断しやすい目的以外につき、目的をどう考えるのかというところに関しては、カライスコス先生の御指摘にもあったように、それ自体を消費者側の立証事項に含めるのかという点に関して慎重に考えなければいけないところがあります。場合によっては、こうした目的の点についても事業者に説明ないしは証明責任を課す、並びに消費者の納得感を得るという意味でもどのような目的で解約料が設定されているのかということについて契約時にある程度開示を促す、以上のような仕組みがあつてもよいのかなと考えているところでございます。

取りあえずは以上です。ありがとうございます。

○山下座長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

北島委員、お願いします。

○北島委員 ありがとうございます。

「検討事項（2／2）」で挙がっている「『解約料』についての規律の実効性」というところです。が先ほど後藤委員が指摘になったように、ここで使われているソフトローというものの意味が私もよく分かっておりませんが、それは後の検討事項ということで置いておくとして、ここで言われていることが、解約料については分野ごとに多様なので、一律には決めずに、分野ごとに事業者団体に決めてもらおうという趣旨であるとしますと、そうは言っても一律に決定できる部分はやはりあって、それについてはできるだけ一律に規定しておくべきではないかと思います。

また、これも後藤委員が御指摘になった点ですが、一律に規定できるところとしては、事前の情報提供や説明のコアの部分が考えられるかと思います。情報提供や説明の内容といつても、今のようなコアの部分と個別分野ごとに違う部分がありますので、どの程度一律に決めておくことができるのか、どの部分は個別に委ねたほうがいいのかということを整理しておくという方向性が考えられると思います。

私からは以上です。

○山下座長 ありがとうございます。

そのほかはいかがでしょうか。

加毛委員、お願いします。

○加毛委員 まず、西内先生の御説明はよく理解できたのですが、そうだとすると、例えば、5ページの3つ目の○で「事業者側としても『平均的な損害』の額との関係でのみ『解約料』の合理性を説明することが難しい」とされているのですが、これは「平均的な損害」概念に対する誤解があるだけではないかと思われ、それほど気にする必要はないよう思います。

それよりもより重要と考えられるのが、7ページの「（例）」の一番上の「・」です。「『損失補填の目的』の『解約料』について『平均的な損害』の額を基準とする規律の実効性を高めることができるかと考えられるか」とされているのですが、ここでは、原状回復賠償のような考え方を立法として採用することが想定されているのでしょうか。

原状回復賠償に関する規律は、消費者契約法制定前から存在しており、例えば、割賦販売法6条1項が、契約の履行段階に応じて賠償として認められる範囲を画するという規律を採用しており、事業者が債務を履行していない段階では、原状回復としての賠償しか認めていません。消費者契約法は、そのような規律を、契約の履行段階を問わず一般化したものであるという理解が、学説上はかねてより主張されてきたところです。そのような理解を、消費者契約法の規定上も採用するのか、あるいは消費者庁による消費者契約法の解釈として採用するのかということが気になります。

このような理解は、消費者による解約権行使の実効性を担保するという意味では大きな意義があるところであり、一定の消費者契約については履行利益賠償を認めないものとすることが、7ページの一番上の「・」において意図とされているのかについて確認させて

いただければと思います。

○山下座長 事務局、お願いします。

○伊吹専門官 消費者庁でございます。

御質問ありがとうございます。

7ページの検討事項の例としてお示ししているところの関係性が分かりにくいところがあつたかと思います。例の一番上のポツは総論的な論点としてお示ししているところがございまして、ここではかぎ括弧付ではありますが、「損失補填以外の目的」と「損失補填の目的」に関して、前者を新たに自覚的に整理することで、後者についてより実態に合わせて実効性を高められないかというところがございます。そこで、実効性を高める在り方に関してここで何か決め打ちをしているところはございませんで、様々な御意見をいただきながら検討を進めていただければという趣旨でございました。

それに当たっての例としては、3点目の例のポツが対応するところという趣旨でございまして、ここで実効性を高める方策としてどのようなものが考えられるかというものを立てさせていただいたところでございます。

その中の現時点での「例えば」ということに関しましては、先ほどの消費者側が平均的な損害の額の正当性に関する情報を把握することが難しいということに対して、何か対応ができないかということで例をお示ししておりますが、必ずしもそれに限る趣旨でもございませんので、今いただいた御意見なども含めて御議論いただければと存じます。

○山下座長 お願いします。

○加毛委員 それでは、意見として申し上げるのですけれども、事業者が積極的に正当化できない限りにおいては、原状回復賠償しか認めないという規律を設けることが考えられます。原状回復賠償を超えるような金額の解約料については、なぜそのような解約料が必要であるのかを事業者が積極的に説明しなければならないものとするわけです。そのような規律の下で、事業者がどのように解約料の根拠を説明するのかについては、ソフトローの活用も含めて検討しなければならないと思いますけれども、立法の可能性としては、以上のような規律を採用することもあり得るのではないかと思います。

○山下座長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。一通りよろしいでしょうか。

もしよろしければ、少し早めですが、この程度にしたいと思います。

解約料につきましては大変難しい問題で、前回の消費者契約法の改正のときにもいろいろ問題になったということでございますが、まさに今日御議論があったように、そもそも解約料というものをどういう目的で事業者が設定しているのかということについて、消費者の側はよく分からぬという部分もありますし、事業者に説明してもらおうとしても、事業者もよく分からず設定している部分があるかと思います。

それは、まさに損失とは何かという民法の中での古典的な問題と非常に絡んでいると思うのですが、何をもって事業者の損失と言っているのかということ自体が必ずしも明らか

でないままに説明を求められても、それは人によって説明の仕方も違うというような話になっていたのではないかという部分があるのだろうと思います。

西内先生が他の分野の先生方と一緒に精力的に検討していただいた結果としまして、実態として事業者が合理的な形で認めてきた解約料というものの中には、必ずしも事業者が損失を補填するという意識で課しているものではないものがあるのだと。しかし、それはそれで別の観点から見れば非常に合理的なものも一部あるというお話があるのかなと思います。

我々は法律をつくることを目指しているわけですので、それをどのように法的に評価するかという問題になるかと思うのですが、加毛委員がおっしゃってくださったように、従来の「平均的な損害」という概念があまりにもいろいろなものを捉えられることによって議論が進まないでいたとすると、そこを法的な形で切り分けていく。そのときに、西内委員が提示してくださったような、実態として事業者がどう考えているかという問題も非常に参考になるし、それを参考にしながら考えていく。

加毛委員からは、原状回復的なものだけに絞ってはどうかというお話がありましたし、西内委員からは、原状回復と履行利益の間に何かがあるのではないかという御示唆もいただきまして、この辺は今後さらに深めていければと考えております。

非常に難しい問題ですので、引き続き議論を進めていく必要があるかと思いますので、皆様には二巡目以降でもお知恵を拝借できればと思っております。

いかがでしょうか。特にこの論点について付け加えるべき点等がなければ、次の論点に進みたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、次に、「ハードローの下でソフトローを活用することにより民間主体の専門性・現場力をいかし、予見可能性を確保しつつ柔軟な内容や適用・紛争の解決を可能とする仕組み」及び「横断的な検討事項」という部分に進みたいと思います。

こちらも、先ほどと同様に初めに事務局から説明をしていただいて、その後、質疑応答・意見交換を実施したいと思います。

それでは、事務局、お願ひいたします。

○伊吹専門官 消費者庁から、資料2に基づいて御説明差し上げます。

まず、1ページ目に目次がございますので、ここで全体像をお示ししております。

0ポツということで、共通する基本的な考え方などをまずお示ししております。その後、1ポツ目がハードローの下でソフトロー活用する仕組みについて、2ポツ目で横断的な検討事項ということで、(1)、(2)に分けて整理させていただいております。

2ページ以降で、今回のテーマと基本的な考え方でございます。

3ページに、今回のテーマに関して第1回の検討会でお示しした検討事項のうち、位置づけを整理しております。

その上で、4ページが共通の基本的な考え方でございまして、パラダイムシフト専門調査会でお示しいただいた考え方などを整理しております。

1つ目の○が、消費者の多様な脆弱性や取引の複雑化・個別化に対応するために、民間主体の専門性・現場力等を生かし、行政も加えた連携によって、消費者取引を規律する民事ルールや行政法規定を拡充し、ソフトローや官民協働の手法を大胆に活用すべきということで、主体の関係と規律の方法、それぞれに関して様々な手法を組み合わせる必要があるといった観点をお示しいただいておりました。

その下の○のところでございますけれども、下線の部分で、取引相手の事業者やその他の消費者取引に関する事業者、家族・地域社会等の消費者のそばにいる者がそれぞれ役割を果たすこと、事業者団体、消費者団体、専門家組織等の民間主体と行政が連携できるようになることが重要という形で考え方を示していただきました。

そういった考え方を踏まえまして、次のページから1ポツでソフトローの活用という点でございます。

6ページに、各論的な考え方をお示ししております。1つ目の○で、「消費者の脆弱性」の多様性を踏まえた柔軟性のある規律の整備とか、消費者を取り巻く取引環境の変化への対応、あとは隙間を狙うねらう不当な行為への対処を目指す上で、抽象的規範と具体的規範につきまして、このポツで記載して思いますような各特徴を踏まえてベストミックスすることが重要という考え方を示されておりました。

具体的には矢印のところでございますが、法律上は抽象的な規範を規定しつつ、下位規範により具体化する手法により、法の適用に関する予見可能性を確保しつつ、実効性の高い規律を整備することが考えられるということでございます。

そこで、下位規範としてのソフトローの活用の可能性について、その下の○です。ソフトローに関して、先ほどからどういったものを念頭に置くかという御質問などをいたしましたところですけれども、専門調査会での分類をここに御紹介させていただいております。

3つの観点からソフトローとはどういったものかという整理をしていただいておりまして、まず1つが「ソフトの意義」ということでございました。①が規範の内容が抽象的で可塑性がある、②は法的義務を伴わない、③は法的拘束力を伴わないという観点でございました。

次の「ハードローとの関係性」に関しましては、ハードローの準備として将来の立法の基盤とする場合、ハードローの補完として成立したハードローについて内容の細部を定める場合、あとはハードローの代替としてハードローの制定が難しい状況でルールを形成する場合というものでございました。

3点目に、「策定主体」ということで、行政なのか、民間なのか、あるいはその協働なのかということで整理をいたしました。

このうち、「ソフトの意義」の①、内容が抽象的という意味でのソフトローに関しましては、初回で御議論いただいたような配慮責任規定などが想定されるという指摘がございました。

また、②、③というところが残るわけですけれども、この意味でのソフトローについてはこれをハードローの補完のために活用することが重要であるという考え方方が示されておりました。今回、この点を踏まえまして御検討いただくという趣旨でございます。

次のページに続きがございまして、1つ目の〇でございますが、事業者による健全な事業活動の普及・促進という観点からも、ソフトローを活用することが策定・遵守のインセンティブになるのではないかという考え方でございます。

さらにその次の〇で、ソフトローを活用する上での留意点と申しますか、民主的正統性の弱さを補って恣意性を削減するために、その正当性を担保することが重要ということございます。具体的には、策定・改廃・運用に当たって様々な主体が参画・関与することが有効であると考えられるという考え方方が示されておりました。

これを踏まえまして、8ページで現行の消費者契約法の枠組みの課題を整理しているところでございます。

1つ目の〇が、各規定の要件を法律レベルで規定することが中心になっておりまして、効果の強度と相まって対象が個別限定的となり、取引の実態や変化を踏まえて機動的かつ柔軟に対応することが困難となっていると考えられるという点でございます。

2つ目の〇が、事業者のインセンティブとの関係では、消極的な動機づけに基づく行為規範となるにとどまっているという点。

さらに3つ目の〇のところですけれども、法律で完結する純粋な民事ルールで規定されていることから、その活用は裁判の場に委ねられているところ、個々の消費者が訴訟を提起することが困難な場合も多く、紛争解決規範としての活用が進んでいないと考えられるという側面でございます。

次のページで検討の方向性を整理させていただいております。

1つ目の〇が、消費者契約法において、先ほど出たようなハードローの補完のためのソフトローの活用を検討することが考えられるのではないかというものでございます。

2つ目の〇が、具体的には、法律上は一定程度抽象的な規定としつつ、これを補完するソフトローにより細則を定めることが考えられないかというものでございます。

さらに次の〇で、事業者・事業者団体が策定に関与するソフトローを活用することで、取引の実態の反映とかリスクの低減、積極的な動機づけにつながることなどが考えられるのではないかというものでございます。

さらにその次の〇で、法律の規定をソフトローにより具体化することを通じまして、事業者の行為規範や紛争解決規範が明確化するということで、紛争の予防や早期解決につながることが期待されると考えられるのではないかというものでございます。

最後の〇のところで、正当性の担保という観点からは、内容や策定・改廃手続等について、適正性・透明性を確保する必要があると考えられるのではないかというものでございます。

これを踏まえまして、次のページから検討事項をお示ししております。

まず①が大前提となりますけれども、消費者契約法においてハードローの補完のためにソフトローを活用することが考えられるか、でございます。

それを踏まえて②ですけれども、「ソフトロー」による具体化の対象とする消費者契約法上の規範としてどういったものが考えられるか、でございます。

ここでは例として、これまで御議論いただいた配慮義務や継続的な契約等に関する規律、解約料に係る情報提供・合理的説明に係る細則や行動指針を対象とすることが考えられるか、とさせていただいております。これに限る趣旨ではございませんし、後ほどの2ポツの（1）のところも関連すると考えております。

続きですけれども、次のページで③でございます。今度は、規範を具体化する下位規範となる「ソフトロー」についてどのようなものが考えられるかということでございまして、その際、先ほど来の正当性を担保する観点からどの範囲のソフトローがふさわしいと考えられるかというものですございます。

この資料では、例としまして大きく3つのものを記載させていただいております。1つ目が行政が策定主体になるものとして行政立法や指針・ガイドラインなど、2つ目の点が官民協働ということで官民協議会が定める指針などが考えられるか、3点目が民間主導ということで事業者・事業者団体が定める協定・規約について行政が認定する、あるいは適格消費者団体等が策定等に関与することが考えられるかというものですございます。

最後、④でございますけれども、こういった規範を上記「ソフトロー」により具体化する仕組みとしてどのようなものが考えられるかということで、法律による委任が当然の前提となるいわゆる法規命令以外の「ソフトロー」について、とりわけどういった仕組みが考えられるかというものですございます。

例としましては、法律上は、行政が指針を策定するとか、官民協議会を設けるとか、協定・規約の認定といった枠組みを規定した上で、そこで作られた各指針等自体の直接の法的効力については規定しない、すなわち、運用における事実上の参照基準として機能することがまず考えられるか、さらにはそれを超えて直接の法的効力に結びつける余地は考えられるか、という形で整理をさせていただいてございます。

以上が1ポツのところでございます。

次に、12ページから2ポツの横断的な検討事項に入ってまいります。2つに内容が分かれますけれども、13ページから（1）「行為規範・契約内容規範に正当化のための要素を組み合わせる仕組み」でございます。

14ページに、検討の方向性を整理させていただいております。

1つ目の○で、現行の取消権とか契約条項の無効に関しては、いずれも一律に違法となる場合を画定することになっております。

この点、パラダイムシフト専門調査会の報告書では、「正当化のための要素を組み合わせた行為規範・契約内容規範」について、1点目のところで、適法・違法の判断の明確化を図る手法として、直ちに違法となるわけではない一定の行為・契約内容について、正当

化要素を満たせば適法となり、それを満たさない場合には違法となるという形で規定することが考えられる。例えば、正当性を手続的に担保するアプローチとして、行政が策定する指針・ガイドラインや事業者団体が策定する自主規制等の遵守を正当化要素とする方法、あるいは適格消費者団体が事業者の行為・契約内容の適法性を評価する仕組み等が考えられるということをお示ししていただいておりました。

こういった例などを踏まえて、次のところで検討事項をお示ししております。

消費者契約法において正当化のための要素を組み合わせた行為規範・契約内容規範を設けることが考えられるか、設けるとしてどのような規範が考えられるか、でございます。

例として1点目で、ここでは、直ちに違法となるわけではない一定の契約条項類型を対象として、一定の要素を満たす場合に正当化されることとする仕組みを設けることが考えられるかということをお示ししております。参考で、第1回検討会の資料の一部を抜粋しております。

次のページに続きまして、そこで、当該対象となる一定の契約条項類型としてどのようなものが想定されるかということでございます。ここも特に決め打ちをしているわけではないませんけれども、「例えば」ということで、消費者の解除権の行使を制限する条項と、消費者の所有権等を放棄するものとみなす条項をお示ししております。

次のポツで、当該類型に該当する契約条項を正当化する要素や仕組みとしてどういったものが考えられるかということでございます。

「例えば」ということで、i) では、一定の「ソフトロー」に適合する場合は正当とし、当該「ソフトロー」に適合しない場合は不当とする規律を設けることが考えられるか、この場合の法的効果はどのように考えられるかというものでございます。

ii) は、上記 i) のほかに、適格消費者団体の評価を正当化の要素とする仕組みということで、例えば、適格消費者団体が関与する所定の手続に基づいて不当であることが確認されるまでは正当となり、不当であることが確認された場合は将来に向けて不当となるということを設ける必要性についてどのように考えられるかというものでございます。

次のページから参考事例でございますけれども、御検討いただく際のイメージとして幾つかの例をお示ししております。1／2と書いているところに関しましては、消費者の解除権の行使を制限する条項として先ほど例でお示ししていたものに関係する参考事例でございます。

No. 1 でございますけれども、解約が店舗でしか認めないという形の契約条項の例を2つほど挙げております。

18ページがNo. 2で、こちらは所有権等の消費者の権利の放棄の意思表示を擬制する契約条項ということで、こちらも2点ほど例を挙げております。

以上が（1）でございます。

最後に、次のページが（2）「消費者団体訴訟制度（差止請求）の発展可能性」でございます。

こちらは、20ページに検討の方向性をお示ししております。

まず前提としまして、1つ目の〇で、現行の消費者契約法では、内閣総理大臣が認定する適格消費者団体に事業者の不当な行為の差止請求権を付与する仕組みとして、消費者団体訴訟制度（差止請求）が定められております。差止めの対象につきましては、導入当初は消費者契約法に規定する不当勧誘及び不当な契約条項ということが出発点であります。その後、現在は景表法とか特商法、食品表示法にそれぞれ規定する行為に拡大しているというものでございます。

次の〇で、こういった差止請求制度に関して、専門調査会の報告書では、1点目のところですが、2行目以降ですけれども、差止請求の特徴としまして、同種被害の未然防止・拡大防止を図る点で行政処分と重なる部分もあるが、民間の独立した主体により、消費者の目線で、かつ専門性を生かしながら事業者の行為を評価し、機動的に是正を図ることに最大の特徴があると。そのほか、民事ルールの実効性確保を担うことも特徴であるということが分析されております。

さらに2点目のところで、その発展可能性としまして、ソフトローの策定・改廃・運用の評価・関与や、差止請求という形に限られない事業者の行為・契約内容の適法性の評価、インターネット上の取引環境の設計の評価、事業者・事業者団体との対話等が期待されるということで、必ずしも全てが法律事項と想定されているわけではないと思いますけれども、その役割として様々なものが期待されるという考えが示されておりました。

その次のポツですけれども、前提としましては、現行法上、適格消費者団体が差止請求権の行使をするに際して何らかの報酬を受けるというものには必ずしもなっておりませんで、会費や寄附等が活動資金となっていることを踏まえたものと思われますけれども、役割が拡大していく場合には、それに伴い適格消費者団体が正当な対価を得られることも重要であり、また、適格消費者団体の体制面・財政面等の課題は引き続き指摘されているところであり、一層の支援・環境整備が求められるということが整理されていたものでございます。

こちらについては、これを踏まえてということで21ページに検討事項をお示ししております。消費者団体訴訟制度（差止請求）の発展可能性について、どのように考えるべきかということでございます。

例を3点挙げております。1つ目の例は、差止請求権の拡充ということで、これまで御議論いただいた内容を踏まえて消費者契約法上の行為規範自体が追加されるとか、取引実態をさらに踏まえていくという中で、どういったものが考えられるかというものでございます。

次の2点目、3点目はこれまでお示ししたものとの関連ですけれども、2点目は、先ほどのソフトローで出ておりましたような官民協議会への参画とか、事業者・事業者団体による協定・規約の策定等への関与といったことを、改めて適格消費者団体を主体とするという観点から御議論いただければという趣旨でございます。

3点目は、先ほどの一定の契約条項類型について適格消費者団体の評価を正当化の要素とする仕組みについても、改めて適格消費者団体を主体にすることについてということで御議論いただければという趣旨でございます。

最後は、消費者団体訴訟制度の概要や、その担い手である主体になる団体がどういった要件を満たして資格を得ているかなどに関する参考資料をおつけしております。

説明は以上となります。

○山下座長 ありがとうございます。

それでは、質疑応答に移ります。

まず、資料2の1ポツに関して、10ページ、11ページに記載があります検討事項①～④について御意見、御質問をいただきたいと思います。御発言をいただく場合は挙手にてお知らせください。

北島委員、お願いします。

○北島委員 ありがとうございます。

先ほどの質問のところでも申し上げましたが、「ソフトロー」の概念をもう少し明らかにしておいた方がよいと思っております。検討事項②のところで御説明いただいたのですが、ここで言う「ソフトロー」というのは、法的義務ではなく、さらにエンフォースメントされないものでそれ以外のものであるという理解でよろしいでしょうか。

そういう理解を恐らく反映して、ソフトローを活用するときこういうものがあるということで例示されているものを見ていきますと、様々なものが入っているように思います。例えば、業界団体の自主規制のほか、法律でも努力義務規定であればソフトローであると書かれていますし、また、委任を受けてつくられた内閣府令というのも例として挙がっているように思います。

これらは、それぞれ法的性質が異なりますし、先ほど後藤委員も御指摘になったように、下位規範というふうに書かれていますが、法律との関係も様々であるように思います。

ですので、2／2の③のところでも少し挙げられてはいるのですが、ソフトローとして活用を検討している規範にそもそもどういうものがあるって、それはどういう特性を持つのか、指摘されている民主的正統性の点も含めて、もう少し整理をしておいたほうがよいように思います。

私からは取りあえず以上です。

○山下座長 ありがとうございます。

そのほかはいかがでしょう。

ソフトローに関して、もし事務局のほうから何かあればお願ひします。

○伊吹専門官 事務局でございます。

北島委員、御指摘ありがとうございます。

今おっしゃっていただいた点はいずれも重要な点で、ぜひ御議論いただければと思っておるのでけれども、10ページ以降の検討事項は便宜上①～④に整理しております。②で

「規範」と言っているものに関してどういったものが想定されるかという、法律上、いわゆるハードロー上の規範レベルの話をしまして、③で「ソフトロー」としてどういったものが考えられるかということで、それぞれハードロー、ソフトローの対象を整理した上で、最後の④がその関係性の部分でございますけれども、ここは先生が御指摘いただいた法的性質なども関係してくる部分かと存じます。

便宜上このように整理をさせていただいておりますが、相互に関連し合うところもあるかと存じますので、引き続き御意見をいただければと存じます。

○山下座長 ありがとうございます。

ほかの委員の皆様。

加毛委員、お願いします。

○加毛委員 北島先生と後藤先生が指摘されたところですが、ソフトローが何を意味するのかを明らかにすることは重要であると思います。事務局資料の内容は、パラダイムシフト専門調査会の報告書に基づいたものだと思いますが、専門調査会では、東京大学の飯田高先生からソフトローの分析軸について御説明をいただきました。そこで示された分析軸が、6ページの2つ目の〇の1つ目と2つ目の「・」であり、これを前提として専門調査会の報告書が取りまとめられました。

もっとも、飯田先生は御報告の中で明確にされていたと思いますけれども、例えば、ハードローとの関係性として「準備」・「補完」・「代替」の3つがあるところ、「補完」型はそれ単体ではソフトローであるとしても、多くの場合はハードローとセットになって法的義務や拘束力を伴うことが通常であるので、ソフトローと呼ぶべきではないと説明されていました。後藤先生がおっしゃられた下位規範をソフトローと呼ぶことへの違和感というのは、この点に関わるものと思います。下位規範としてガイドラインのようなものを想定すれば、それはハードローとは言いがたいように思いますが、しかし、それは上位規範としてのハードローによってその存在根拠を示され、また法的義務・法的拘束力が背後に控えていることになりますので、これは上位規範と併せてハードローと見てよいようにも思われるところです。

また、努力義務をソフトローと位置づけることもできるのですが、飯田先生の御報告の中で想定されていた努力義務とは、やがて法的義務へと昇華していく前段階にある「準備」として努力義務でした。そこでは、法律に努力義務が設けられることにより、その適用を受ける当事者が心づもりをしておき、一定の期間が経過すると法的義務に変更されることが想定されます。労働法分野に、そのような努力義務の実例がみられます。ハードローとしての法的義務に昇格する前段階の「準備」としてのソフトローとして努力義務が位置づけられるわけです。

ところが、消費者契約法については、近時の改正で努力義務が多数設けられる一方で、それらが法的義務に格上げされることは、必ずしも想定されていないという事情があります。そこで、消費者契約法における努力義務については、事業者などの意見を取り込む形

で、下位規範においてその内容を具体化していくことが想定されます。そのため、①の「準備」型として想定されるようなソフトローとは性格が異なることを認識しておくように思います。

以上に関連して、これも後藤先生が指摘されていた点に関わるのですけれども、事務局資料では、ハードローの「補完」のためのソフトローの活用が重視される一方で、ソフトローとして重要性を有するのは「代替」型なのではないかと思われます。法律の規定を設けることができない場合に、官民共同体のような組織を設置して規範形成を行うということです。もっとも、この点はワーキンググループの検討課題に関わるところであり、あくまで消費者契約法と結びつく下位規範を検討するのだとすると、今申し上げたような「代替」型のソフトローは検討対象から外れるのだろうと思います。しかし、消費者問題を解決するうえで「代替」型のソフトローを検討対象から除外してよいのかについては、慎重な検討を要するように思います。

「代替」型のソフトローの例として、専門調査会で議論されたものとしては、サステナブル開示がありました。消費者に対する取組みなどを評価項目として取り込むというアイデアが示されました。環境問題については既に実現しているところであり、消費者問題についても同様のことができないかという問題提起がされていたと思います。

このような点についても、このワーキンググループにおいて検討することができるのかが気になるところです。ワーキンググループにおける検討対象としてのソフトローの外縁を明確にするという観点からも、消費者庁の御理解をお聞かせいただければと思うところです。

○山下座長 ありがとうございます。

事務局に質問がありましたので、お願いします。

○伊吹専門官 御質問ありがとうございます。消費者庁でございます。

今回の資料の検討事項で、先生も言及いただいたように、基本的には補完型のソフトローをまず中心として念頭に置いているところがございます。とはいっても、代替型が重要であることや、サステナブル開示的な発想が重要というのは先生が御指摘のとおりと思っております。

その点、パラダイムシフト専門調査会の報告書におきましても、検討経緯というところで、企業価値に係る資本市場の重要性というのは指摘されていました、他方で、あくまで当時の専門調査会の所掌自体が消費者取引を規律する消費者法制度ということもあった関係で、本文の中には入っていなかったという関係性もございました、今回も消費者契約法を中心とした検討ということになる関係で、補完というのを中心に据えておるところでございます。関連する範囲で、代替型とかその他の部分に関しても取り上げていただくのはあり得るとは存じます。

以上でございます。

○山下座長 加毛委員。

○加毛委員 ありがとうございます。

あくまでワーキンググループに課された使命が重要であるので、サステナブル開示の問題を取り上げるべきであるということを申し上げるつもりはありません。ただ、初回のワーキンググループで申し上げたところと関連するのですが、パラダイムシフト専門調査会の報告書は、消費者契約法などのハードローを中心とする法制度の外側にも重要な検討課題があることを指摘した点に特徴があるように思いますので、このワーキンググループでないにせよ、消費者庁において適切な取組みが期待されるところであることを申し上げておきたいと思います。

○山下座長 ありがとうございます。

そのほかの委員の皆さん、いかがでしょうか。

カライスコス委員、お願いします。

○カライスコス委員 ありがとうございます。

まず、資料の4ページに書いてあります、行政も加えた連携というところが重要なのであろうということの再確認です。行政も何かしら絡むような形でのソフトローでなければなかなか機能しにくい、実効性の確保がしにくいということです。

6ページに移りまして、少し気になりましたのが、一番上の項目で「規律の隙間を狙う悪質・不当な行為への対処を目指す上では、抽象的規範と具体的規範の各特徴を踏まえてベストミックスすることが重要」ということです。私の認識では、これはまさにハードローの中にも当てはまることがあるということを一度確認しておきたいと思います。

どうしても項目として「ハードローの下でソフトローを活用する」と後に来ていますので、あたかも捉え方として、ハードローはそのままにしておいて、隙間を狙うような行為の対処はソフトローですればいいのではないかとも読めてしまいますが、決してそうではなくて、可能な限りまずハードローの中で、先ほど加毛委員がおっしゃられたような補完とか拡充をした上で、技術的なところとか、まさに業界でなければならないところの補完などをソフトローのところで行うのが望ましいということを申し上げたいと思います。

同じ6ページで少し気になりましたのが、下の部分のソフトローの分類のところで、「ソフトの意義」と書いてあるところです。①が「規範の内容が抽象的で」とありますが、これは少し矛盾するのではないかかなと思います。まさにハードローのところではなかなか具体化できないところをソフトローでという話でしたので、しかも、ソフトローの中にはかなり具体的なものもあると思いますので、ここは前提として気になったということです。

次の7ページの2つ目の項目で、「ソフトローを活用する上で民主的正統性の弱さを補い」というところですが、これも表現として適切なのかということが気になるところです。民主的な正当性というよりは、問題視するべきは恐らく事業者側しか参画できていないところに相手方当事者である消費者の声をどう反映させるのかということで、そこに消費者団体などが一定の役割を担うことができるのではないかと思います。

次は9ページですが、事業者・事業者団体が策定し、あるいは策定に関与するソフトローを活用することで、9ページの一番下に項目がありますように、内容の策定・改廃手続において適正性・透明性を確保することは欠かせないと思っています。先ほど申し上げましたとおり、そこに相手方当事者である消費者を代表する消費者団体などどのように参加できるのかという点が重要になると考えております。

あと、11ページに幾つか具体例を挙げていただいていますが、この中で既存の具体例として申し上げたいものがあります。1つ目の「行政立法や行政が定める指針・ガイドライン」というところですが、「障害を理由とすると差別の解消の推進に関する法律」の中で、事業者における障害を理由とする差別の禁止、社会的保障の除去の実施についての配慮というものを規定した上で、その規定事項に関して事業者が適切に対応するために必要な指針を主務大臣が定めることとされていますので、既にそのような例があるというのが1点目です。

官民協議会につきましては、御承知のとおり、「取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律」の中でそのようなものが定められており、消費者団体なども参加することになっているという点を特に強調したいと思います。

3つ目の協定・規約としては、これは最も好ましい例と考えているのですが、公正競争規約が景表法の下で運用されていまして、これがまさに非常に望ましく、事業者側から見ても競争力の強化あるいは信頼強化というメリットがありますし、消費者側からも安心できるとかいろいろなメリットがあるところかと思います。

今申し上げました3つの中の1つ目の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」について、少し細かい点になりますが、申し上げておきたいのが、この法律の中の「配慮義務」というのが以前は「配慮努力義務」であったところ、改正されてそれが「努力義務」ではなくになっているということで、個人的にはこのワーキンググループの一つの重要な項目である「消費者の脆弱性」にも親和性があると思っております。

ただ、少し気をつけなければならないと思っていますのが、単なる配慮不足、つまり過失によるものと、故意的なつけ込みというものに大きく分けることができるかと思いますが、これらは質的に相違があるので、基盤自体は同じなのですが、同じレベルの問題として一括して論じることには注意が必要かと思っています。

ここで、以前に加毛委員がおっしゃられた寄附不当勧誘防止法の中で配慮義務と禁止行為が区別されているということが参考になるのではないかと思っております。

ほかにも参考になりそうだと思うところで申し上げますと、体制整備義務、体制整備努力義務というものが保険業法の100条の2の第1項と介護保険法の115条の32、さらには公益通報者保護法11条の2項などに定められています。ただ、そこで想定されている措置には多様なものがありまして、どのような措置を取るべきなのかということは規模や業態によって異なり得ますので、そのような場合において指針とかガイドラインを策定して補うことは可能ではないかと思っています。

最後に、ソフトローの内容について個人的に思っていることですが、ソフトローを補完的あるいは拡充的に用いる場合には、その中に、事業者側としては合理的な範囲での法令遵守を行うのだという姿勢の確認と、仮に何かトラブルが生じた場合には応諾をするということもある程度は内容として盛り込むべきではないのかということです。単にどのように行為するべきなのかという詳細だけではなくて、消費者団体や消費生活センターから問合せがあったときに土俵に乗ることもソフトローの中に位置づけるべきではないかと考えているということです。

長くなりまして申し訳ありません。以上です。

○山下座長 ありがとうございます。

今の点は、事務局は何かありますか。

○伊吹専門官 ありがとうございます。消費者庁でございます。

冒頭に幾つか、資料に関して記載がどうなのかという御指摘をいただいていたかと思いますので、その点だけ補足させていただければと存じます。

6ページの「基本的な考え方（1／2）」の1つ目の○の部分に関しましては、この基本的な考え方全体の関係性が分かりにくかったところがあるかと思います。1つ目と2つの○は本題に入る前の大前提みたいなところがございまして、1つ目の○は一般的に抽象的な規範と具体的規範を組み合わせることが重要ということで、それがハードローであるか、ソフトローであるかはあまり意識しない記載となっております。

その下のソフトローに関しましては、「ソフトの意義」の①、②、③というのもソフトロー自体の媒体をあまり意識しないものといいますか、中身に可塑性があるというのは、その下の矢印の1つ目にありますように、まさに努力義務、配慮責任といったものがここに位置づけられるものと整理されていたかと存じます。

一旦、以上でございます。

○山下座長 よろしいですか。

○伊吹専門官 1点だけ、7ページの2つ目の○の「民主的正統性の弱さを補い」という点に関するお伝えし忘れておりました。

こちらに関しましては、事業者側だけでつくるのではなくて、他方にいる消費者の目線も重要というのは御指摘のとおりかと思っております。また、専門調査会の議論の中では、ハードロー補完型のソフトローを念頭に置いた際に、いわばハードローのように議会プロセスを必ずしも経ていないという意味での民主的正統性の弱さというのがあったのかなと理解しているところでございます。

補足でございました。

○カライスコス委員 ありがとうございます。

○山下座長 そのほかの委員の皆様、いかがでしょうか。

垣内委員、お願いします。

○垣内委員 堀内です。ありがとうございます。本日は参加が遅くなりまして失礼いたし

ました。

今、資料2の10ページとか11ページぐらいまでについて議論されていると理解したのですけれども、それでよろしいでしょうか。

○山下座長 はい。10ページ、11ページを中心に議論しております。

○垣内委員 ありがとうございます。

10ページのところで、ソフトローの活用、あるいはその在り方について検討事項になっているということですけれども、基本的に方向性として2つのものが想定し得るというか、問題となり得ると思っております。1つは、現在ハードローとなっている部分をソフトローに委ねていくという、ある意味ハードローとなっている部分を後退させて、そこをソフトローに委ねていくという方向と、それとは逆に、現在ハードローとして存在しているものは基本的に維持した上で、さらにそれを広げていく。広げていく際にソフトローという形でという方向で考えるという2つが論理的にあるのかなと思います。

現在の消費者契約法を含む消費者法制が実際に十分機能しているのかという観点から、現状認識を踏まえて考えた場合には、根本的には現在ハードローとなっている部分は維持した上で、さらに何か充実できる部分をソフトローでできないかというところが中心的な問題になってくるのではないか、私はそうあるべきと考えたところです。

では、その場合にどのようなものが考えられるかという点につきましては、現在、努力義務となっている部分について、その具体的な努力の内容として期待されるものを明らかにしていくとか、現在、配慮義務等の形で議論されているような場面について、ハードローとしては配慮義務といった形において、より具体的なところをソフトロー的な形でより明らかにしていくといったところ、これは6ページで出てきた分類で申しますと、補完というのでしょうか、そういったところがまずは検討対象として重要ではないかと感じたところです。

その際、6ページの準備、補完、代替という整理で申しますと、第一義的に補完ということがまず中心になるかなという感じがしますけれども、中長期的に見た場合には、ソフトローがある程度定着した状態になったとしても、事業者の様々な類型と申しますか、いろいろなタイプの事業者がいて、いわゆる極悪層などと言われるところについて十分に機能しない場面も考えられるかと思います。そういう場合に、ソフトローに委ねていた部分をさらにハードローにしていくべき必要がないかどうかといったことを考える必要も場面によっては出てくるのかなと思いまして、そういう動態的な視点も必要かなという感じがいたします。そういう意味では、準備、補完とありますところの補完というのは準備にもなり得るところがあって、両方両立する話なのかなという印象を持ったところです。

以下は質問になるのですけれども、11ページの「検討事項（2／2）」の④で例として挙げられている最後の部分で、「直接の法的効力に結びつける余地は考えられるのか」という問題提起がされているところですけれども、「直接の法的効力」というのは何を想定して「直接」と言われているのか、私自身は十分に理解が及ばないところがありました

で、既に資料説明等でされているのかもしれませんけれども、またこれは資料の後半の話に関わってくるのかもしれません、もし何か補足で御説明いただける点があればお願ひできるとありがたいと感じました。

以上です。

○山下座長 それでは、事務局からお願ひします。

○伊吹専門官 垣内委員、御質問ありがとうございます。事務局でございます。

その点は、資料説明のときには特段言及できておりませんでしたので、御質問ありがとうございます。

「直接の法的効力に結びつける余地は考えられるのか」につきましては、アイデアとして記載させていただいておるのですけれども、特に具体的にこういうものですということを念頭に置いているわけではございません。

そういう意味では、あくまでイメージというか、極端な例ということで申しますと、先生が後ろも関わるかもおっしゃっていただいたように、例えばあるソフトローを遵守していれば何々の責任を問われないということがそもそもハードロー上に書き込むことができるのかどうかとか、あるいは先ほど来ておりましたが、政令とか府令のように、法律上それに一定の規範を委任することを明示しているものを、民間が関与するソフトローにおいても同じような枠組みを取ることがどこまでできるのかとか、そういうことを御議論いただくようなイメージでございました。

○山下座長 ありがとうございます。

垣内委員、よろしいでしょうか。

○垣内委員 どうもありがとうございます。

④のところで「法律による委任が当然の前提となるいわゆる法規命令以外の」とありますて、法律で委任するということが、これは法律を決めるときにそういったことで判断がされれば、下位規範やある種のソフトロー的なところに委ねることもあり得ないわけではないと。そういう意味で、直接の法的効力と結びつける余地はそういう場合にはあると思われますけれども、委任というのもいろいろなやり方があると思いまして、端的に委任することもあり得るかと思いますけれども、要件の内容として定めているもので言及するということで間接的な形で委任するということもあり得るかと思いますが、一般的に言えば、何らかの委任的なことがないのに、官民協議会の枠組み等で決めたことが直接の法的効力をを持つというのはなかなか難しいのかなという感想を持ったところです。

抽象的にはそんなことも感じましたが、具体的な問題との関係で議論したほうがいいような話かなと思いますので、以上は感想だけということです。どうもありがとうございます。

○山下座長 ありがとうございます。

西内委員、お願ひできますか。

○西内委員 ありがとうございます。

私は、議論で前提とされていたと思うのですけれども、ソフトローが担う機能というか目的についてコメントさせていただければと思います。

11ページ目の③で「民主的正統性の弱さを補い恣意性を削減し、その正当性を担保する観点から」という形で、カライスコス先生が6ページに関しておっしゃったことと同じようなことが出ているわけですけれども、ソフトローに関してはその目的や機能に関して少なくとも2つ考えられると思うわけです。

1つは、内容的な適正さ、ないしは、内容的な正しさの問題であります。ハードローという頻繁にはなかなか改正できないものに関して、補完やあるいはその準備作業という形で適正な内容を提示していくという形の機能は考えられるだろうと思うのです。

もう1つが、「民主的」とついていますが、正当性という機能があり得るところだと思います。つまり、より民間主体に近い主体が関与することによる、正当性というのが考えられる。

ただ、正当性に関しては、カライスコス先生も少しおっしゃっていたように、そこが直接重要なのかというところは、考えないといけない。例えば事業者団体に関して、事業者の中で民主的なガバナンスが確保されているのかというと、必ずしもそうではない可能性はあるわけです。まして消費者団体に関しては選挙で選ばれる形での民主性が意識されているわけではないわけです。こうした意味では、民主的正統性というものが占める役割はそこまで大きくなかなと思われるところです。

他方で、自分たちが関与するということは重要ではないかとも思うのです。とりわけ遵守というものを行っていただく事業者にとっては、自分たちの声を届けるという意味があるかと思います。あるいは消費者側にとっても一定の規律に関して納得感を得るのだということからすると、一定の正当性というか、様々な主体が関与することが重要なのではないかと思われるわけですね。

次に、内容的な適正さや正しさという点です。これに関しては様々な箇所に言及があるように、事業者が実際に行っていることの内容がよく分からないという、事業者と行政などの規律主体の間で情報の非対称性が、まず問題として存在し得るところであります。もう1つ、正しさを確保する上では、裁判が典型だと思いますけれども、様々な主体が様々な立場から意見を出し合う、意見の多様性を確保して、対立・牽制し合うことによって正しい意見を練り上げていくこと、こうしたことが重要なのかなと思われるわけです。

このうち前者、情報の非対称性という観点を深掘りすると、11ページにある官民協議会のイメージが気になるところです。というのは、解約の検討会に関しての経験ですけれども、事業者といっても様々な団体というか、業界ごとに情報の在り方というか、何が正しい規律なのかということが異なる可能性はあり得るところだからです。単に事業者・事業者団体といっても、上位団体というよりはより下位的な団体、あるいはそれに合わせてソフトローに関しても規律の密度を細かくするとか、業界ごとに規律を考えるとか、こういったことが考えられると思います。消費者団体であれば、1つの適格消費者団体が様々な

場面で活躍することができるところですので、消費者団体側の関与に関しては主体を変える必要性はそこまでないのかもしれません。けれども、事業者に関しては、吸い上げる情報の適正さという観点からも、どの程度細かく情報を吸い上げるのかということについて考える必要性があるのではないかと思うところであります。

また、対立する意見を突き合わせることの適正さというところですけれども、こちらに関しては消費者団体の関与が重要だと考えられるところです。ただ、裁判手続を念頭に考えると、中立的なアンパイアというか、判断者みたいなものが役割を果たすべきではないかというところも考えられるところです。このように、カライスコス先生がおっしゃったように、行政の関与、適正な中立者が関与するということが重要な役割を果たすのではないかと思ったところになります。

以上となります。

○山下座長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

一通りの議論が出たようですので、それでは資料2の1ポツについてはこの程度にしたいと思います。

ソフトローといつても様々なものがあって、どういうものをイメージして議論するかによっても変わってくるのだろうと思います。ただ、様々な御意見をいただきましたけれども、この段階ではあまり決め打ちはせずに、どちらかというと消費者契約法の中で、例えば、配慮義務などのところを解決するためにはどういう手法が望ましいかといった観点から考えていくというのも一つの方法かなと思いました。

ソフトローを使うこと自体が、最後のお話にも関係していると思いますが、正当性の問題と非常に関連するわけですけれども、法的な裏づけがあるもので下位規範的なもの、これをソフトローと呼ぶかどうかという問題も提起されましたが、そういったものは比較的分かりやすいわけですけれども、そうでない自主規制的なものについて、どのような形で事業者、消費者に納得していただいて健全な市場をつくっていくかという観点は非常に重要なと思っております。

話が逸れますが、私は今、学内行政をやっている中で、大学の認証評価をやったりするわけですけれども、それも様々なレベルがあって、それこそ文部科学省から言われてやっている部分もありますし、自己点検でやっている部分もある。その2つはどちらもやってみてストレスがかかるのですね。文科省の悪口を言っているわけではなくて、文科省は全ての大学を統括する形での基準をつくられるので、うちの大学にはこれは合わないのではないかというような部分も御質問がある。自己点検のほうは自己点検のほうで、書いていてあまりインセンティブが分からぬというか、もちろんきちんとチェックをするという意味では重要なのですけれども、分かり切っていることを文字に起こすことに何の意味があるのかというような後ろ向きな気分にもなるのですが、その中間に相互に大学同士で外部評価という形で、うちらなんかもほかの大学との間で評価をし合って、同規模ぐらいの大

学同士で意見を出していただいて検証するということも行っていて、これは同じぐらいの規模の大学ならではの悩みを共有しつつ、実効性のある改善策を提言して、お互いに学び合いながら大学の在り方を改善していくという意味では、やっていて楽しい部分がございます。

ソフトローも使い方によっては、恐らく事業者のはうから健全な市場をつくることに参画するようなインセンティブになるようなものもつくれるかもしれません、他方で、そういうしたものには全く興味のない事業者はもう少しハードなもので規制することも必要になるかもしれません、その辺も含めて様々なものを組み合わせながら議論していく必要があるのかなと思っておりますので、引き続き、皆様の御意見、お知恵を拝借できればと思っております。

ちょっと長くなってしましましたが、すみません。

次に、資料2の2ポツの議論に移りたいと思います。こちらは検討事項ごとに区切って進めたいと思います。

まず、資料2の15、16ページに記載の検討事項について御意見、御質問をいただきたいと思います。御発言いただく場合には挙手にてお知らせください。

垣内委員、お願いします。

○垣内委員 堀内です。どうもありがとうございます。

15ページ、16ページの辺りに関して、ここで契約条項を正当化するということが言われているのですけれども、さっきも似たような質問をしましたけれども、正当化するというのは何を意味しているのかということが重要な問題かなと思います。民事法上の効果につながってくるのかどうかということで、例えば16ページの検討事項の枠囲みの1つ目のポチの括弧内に「例えば」ということで「解除権の行使を制限する条項」とか「所有権等を放棄するものとみなす条項」が挙げられていて、これらが正当化されるというのは、例えば解除権の行使が結果として消費者として制限されるとか、所有権の放棄が認められるといったような、まさに当該消費者の権利義務に直結するレベルでの正当化が図られるということなのか、あるいは、行政処分の対象となるか、ならないかといった、民事法に直結は必ずしもしないレベルの話なのが一つ分かれ目として重要なという感じがしています。

仮に、消費者の権利義務に直結してくるような形での正当化ということになるとしますと、その正当性というのはかなり慎重に考えないといけないところが出てくるかなという感じがします。

例えば、15ページで、一定の要素を満たす場合に正当化されるというような要素を考えるということが出ているのですけれども、もちろん法律でそういう要素を決めるはあるのかと思いますが、そこは14ページでは検討の方向性として示されておりるように自主規制等の遵守を正当化要素とするといったことも想定されているということです。

自主規制等が遵守されたときに、例えば解除権については争えなくなるとか、所有権が

主張できなくなる、放棄を認められてしまうというところに直結するような形での直接的な法的効果はなかなか難しいところがあるのかなと思われます。

特に裁判所によって改めてその点について審査されるというか、裁判所は最終的に実質審査というか、その他いろいろな実情を考慮して相当と認める場合というような安全弁があるのか、ないのか、自主的な自主規制等につながっていれば、当然解除権の制限が有効であるとか、所有権の放棄の擬制が有効であるということになるのか、裁判所によるチェックがどういう形で可能で、許されるのかという辺りを考える必要があるのかなという気がいたします。

その関係で、例えば、自主規制等に消費者団体が関わるという形で正当性を高めるということが一つのやり方として想定されているかと思うのですけれども、消費者団体が関与することによって、どの範囲で個々の消費者との関係での正当化が図れるのかという問題が存在するように思われます。

例えば、既に認められている差止請求権の場合ですと、認められれば消費者がそれによる利益を広く享受できる。しかし、認められなかった場合に、消費者の権利義務が大きく失われるという形での影響は想定されていない。あるいは、特定適格消費者団体の団体訴訟の場合でもそうですけれども、消費者団体レベルの話と個々の消費者レベルの話は区別して考える必要があるのかなと思います。

消費者団体が関与しているときに、他の消費者団体の差止請求等がある程度それによってコントロールされるというところまでは考えやすそうな感じするのですけれども、個々の消費者のレベルでそれで正当化できるということになるのかどうかというと、直ちにはそうならないような感じもします。

その辺り、ソフトローの機能としてどの辺りのことを効果として考え、それを正当化する要件としてどの程度のことが必要なのかということを、場面、場合を分けて検討していく必要があるのかなという印象を持ったところです。

以上です。

○山下座長 ありがとうございました。

そのほかいかがでしょうか。

カライスコス委員、お願いします。

○カライスコス委員 ありがとうございます。

まず、資料の15ページに書いてあります沖野先生の御見解、グレーリストに関連するものですが、グレーリストは導入することが望ましいのではないかと考えております。その理由が、現状では受皿規定と言われている消費者契約法の10条がなかなか機能していないという問題が指摘されている中で、裁判所、そして消費者、事業者に対して、このようなものが不当になる可能性があるというリストを示すことは、予見可能性という意味でも重要ではないかと思います。

ただ、グレーリストを導入する場合に、立証責任をどうするのかという問題は残ること

ろで、いわゆるライトグレー、立証責任を消費者側にするのか、ダークグレーということで正当だという立証責任を事業者側に負わせるのかということは検討しなければならないと思います。

ちなみに、この点に関連するので、本日の検討事項からは離れますが、これは不当条項だけに限られた手法ではなくて、勧誘規制にも同じような手法が使えるのではないかと思っております。勧誘規制のところでも、こういう勧誘の仕方が不当になる可能性があるということで、グレーリストを示すことも検討に値するのではないかと思っております。

16ページの1つ目の項目の中で、どのようなものが想定されるのかということですが、ここに挙げていただいているものの具体的な内容が資料の17ページ以下に挙げられています。特に17ページに挙げられているものはダークパターンに該当するもので、現代社会における取引の在り方を考えるというものは挙げるべきであろうと思われます。消費者の所有権の放棄についてもそうなのですが、個人的にはこれは学術的に議論するというよりは、現場としてどのような問題があるのかということが重要なので、消費者団体とか消費生活センターにヒアリングなどをすることが望ましい項目ではないかと思います。ワーキンググループとしてそれができるのかどうかというのはまた別の問題としてはあります。

2つ目の項目で、i)、ii) ということで2つ例を挙げていただいていますが、個人的には2つ目がどうしても事後的な対応になってしまうところがあるのではないかということを懸念しています。消費者被害がある程度生じた後でみたいなところになり得ますし、また、消費者団体、適格消費者団体にもマンパワーとか資金の限界がありますので、どこまで評価を積極的にしていくのか、どういう制度にするのかというところの問題があります。i) は分かりやすいと思っていまして、まさに先ほどほかの委員の先生方からも御意見がありましたように、相手方当事者である消費者の声を事前に聞いておいて関与するという形で正当性を担保するという望ましい形です。

法的効果のところですが、私は推定という形があり得るのではないかと思っております。垣内委員から重要な御指摘がありまして、かなり断定的な効果にしてしまうと個々の消費者との関係で問題があるということはそのとおりですので、例えば、ソフトローに適合する場合は正当なものとして推定するというやり方と、ソフトローに適合しない場合には不当なものとして推定するという方法があるかと思います。これらには若干違いがあるところでして、正当なものとして推定するということは、消費者側が頑張ってそうではないのだということを主張していくことになりますし、不当なものとして推定するということにすれば、事業者側がこれは不当ではないのだとの立証活動をすることになります。なので、ソフトローに適合しない場合は不当なものとして推定するという手法であれば、恐らく垣内先生がおっしゃられた現在の差止請求との整合性も取れるのではないかと思います。つまり、消費者側に何か不利益が課されることなく、かつ法的効果の中でソフトローも考慮することが可能になるのではないかと思っております。

以上です。

○山下座長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

加毛委員、お願いします。

○加毛委員 ありがとうございます。

グレーリストについて一言だけ申し上げるのですが、現在の消費者契約法におけるグレーリストとしては10条が存在するわけですが、10条が任意規定を基準として採用していることについて限界があるように思います。近時の最高裁判例などをみましても、消費者契約法10条を適用するために、任意規定について無理をした解釈を行っているところがあるようになります。

そうだとすれば、グレーリストの拡張を積極的に考え、消費者契約法10条の解釈に対する負荷を緩和することが検討されるべきように思われます。

○山下座長 ありがとうございます。

そのほかの委員、いかがでしょうか。

北島委員、お願いします。

○北島委員 ありがとうございます。

16ページの下のポツの i) で、「行政が認定し」ということが書かれております。これは質問になるのですが、事業者・事業者団体が定めた協定・規約を行政が認定をするときの認定基準はどのようなものになるというイメージなのでしょうか。協定・規約を認定するという性質をどう考えるかによって変わってくるように思っています。

つまり、単に業界団体の自主規制基準にお墨つきを与えて、それをうまく使ってやってくれよというのであれば、協定や規約を作成するのに当然事業者団体等の裁量のようなものが認められることを前提として、それが手続的にきちんとつくられているのか、全く不合理なものではないのかという点から認定をすることになると思います。

そうではなくて、後で書かれているように、それに正当とするとか不当とするというような法的規律を結びつけるのであれば、認定をする際にもその内容にもっと立ち入って、見ないといけないようになっています。

ただ、認定をする際に立ち入ってみなくてはならないとすると、それは行政が自分でつくっていることにかなり近くなりますので、認定をする制度をつくる意味がなくなってしまうように思います。

私からは以上です。

○山下座長 ありがとうございます。

そのほかの御意見はいかがでしょうか。

西内委員、お願いします。

○西内委員 ありがとうございます。

本日の検討事項ではないのかもしれないのですけれども、「行為規範・契約内容規範」という形で表題がついているのですが、検討事項自体は契約内容の話に集中しています、

行為規範、何かしら契約手続に関しての規制として考えているものが事務局にあつたら、まだ練り切れていない形であったとしても御提示いただけすると、今後の議論にとってありがたいと思います。行為規範について何を考えているのかということについて伺わせていただければと思ったところです。

私が思っていたのは、例えば、今までの会議で出てきたものだと、時間的に焦らせるとかなどかな、と。つまり、違法性としてはかなり弱いし、直ちに規制されるわけではなさそうなものなどがこれまでの議論では出てきたかなと思うのです。こういった点でもそれ以外の点でも結構ですので、お考えがあれば伺えればと思った次第です。

以上です。

○山下座長 ありがとうございます。

それでは、事務局からお願ひします。

○伊吹専門官 事務局でございます。

御質問ありがとうございます。

今回の（1）の議題に関しましては、端緒としまして、14ページに挙げております専門調査会報告書がございまして、ここで正当化のための要素を組み合わせた行為規範・契約内容規範ということをアイデアとしていたいことを踏まえまして挙げたものでございました。

それを踏まえて消費者契約法でどういったことができるだろうかということを御議論いただく際に、15ページのところで、これまでの関連する議論としまして、先生方に御指摘いただいたようなグレーリストというお話がありまして、それは契約条項を中心に議論が重ねられてきたと存じますので、そういったことを踏まえて今回は契約条項類型を例として挙げたものでございます。

ただ、行為規範部分に関して何か制約する趣旨ではございませんので、今おっしゃっていただいたところも踏まえてアイデアをいただけますと幸いでございます。

以上です。

○山下座長 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

行為規範・契約内容規範に正当化のための要素を組み合わせるというテーマで、多くはやはりグレーリストの問題になるのかなと思いますが、カライスコス委員からも御指摘いただいたように、グレーリストといつても、契約内容のグレーリストだけではなくて、行為規範的な部分で勧誘規制的なものについてもこういうものは駄目ですよというグレーな部分を示していくのも重要ではないかというお話もございまして、西内委員からも御質問があったように、そういうものも含めて議論をしていきたいと考えております。

グレーリストを消費者契約法に入れるということは、長年消費者契約法について検討を続けてきてなかなかうまくいっていない部分でもございます。そのことは皆様御承知だと

思います。その一つの理由は、事業者側に非常に警戒されてしまうという部分がございまして、事業者のはうが何がアウトで何がセーフなのかということがかえって分かりにくいのではないかということに対する懸念があるかと思います。

ですので、グレーリストをただ掲げるだけではうまくいかない。そうすると、グレーでないものをはっきりさせてあげて、そういう部分について積極的に問い合わせてくれるというか、むしろここまで大丈夫だということをきちんと確認した上で事業を行ってくれるような事業者が増えて、消費者にとっても安全・安心な勧誘や契約締結ができる、そういうことが目指される方向かなと思いますので、そういう意味では正当化の仕組みとセットでグレーリストといった手法について考えていくというのはここで議論しなければいけないことなのだろうと思います。引き続き、この点につきましても御意見等を承りながら御議論していきたいと思います。

続きまして、資料2の21ページに記載の検討事項について、御意見、御質問をいただきたいと思います。御発言をいただく場合には挙手にてお知らせをお願いいたします。

垣内委員、お願いいたします。

○垣内委員 堀内です。ありがとうございます。

内容的には先ほど直前に申し上げたことと大分関わるのですけれども、21ページで言われているような、一定の契約条項類型について適格消費者団体の評価を正当化の要素とする仕組みというものは、それ自体としては考えられるような感じがいたしますけれども、効果をどうするかというところについていろいろと検討が必要なのかなという感じがしております。その点では、消費者団体レベルでの効果と、個々の消費者との関係でどうかということを考える必要があるだろう。

先ほどカライスコス委員が言われたように、特にこれに合致していない場合には不当と推定するという話であれば、個々の消費者との関係で特段の不利益を生ずるものではないということになってきますので、そちらの方面では説明しやすいだろうと思いますが、その場合、逆に事業者団体が関与していたとしても、個々の事業者はどうなるかという問題はないわけではないので、その辺り、もともと置かれている事業者と様々な脆弱性を抱えている消費者との関係というものをベースに考えたときに、どの辺りの効果とか規律がまさに一番バランスがいいのかというところを考える必要があるということを感じたところです。

簡単ですけれども、以上です。

○山下座長 ありがとうございます。

そのほかはいかがでしょうか。

カライスコス委員、お願いします。

○カライスコス委員 ありがとうございます。

21ページの差止請求権の拡充というところですが、消費者取引の過程に広く差止請求を及ぼすことが考えられると思っています。例えば、EUで行われているように、不公正な、

不当な取引行為全般に差止訴訟を認めるということがまず1つとして考えられるかと思います。

2つ目の項目につきましては、ほかの先生方からも既に御意見がございましたが、官民協議会などを設置する場合には、消費者団体、適格消費者団体を参加させないということはもはや考えにくいのではないかと思っておりまして、基本的に参加することがデフォルト化されることになるのではないかと思います。

3つ目の項目につきましては、例として2つ挙げますと、1つが消費者団体側、適格消費者団体側と事業者団体側があらかじめ協定のようなものを国の主導の下で締結して、その協定の下で約款などの策定に当たって適格消費者団体が意見を述べて、それを考慮した上で策定をするという方法もあります。2つ目のやり方として、これも一つの例にすぎないのですが、事業者団体側などが約款を公表しておいて、適格消費者団体から意見を受けた場合には、必ずそれを考慮した上で手続を踏んで、その結果として例えばその約款を使わないことにするというような取り決めも可能ではないかと思います。

あと、ここには挙がっていない内容なのですが、差止請求の発展可能性の一つとして、不実証広告規制のルールが現状では行政手続に限定されているのですが、それを差止請求手続にも適用することが考えられるのではないかということです。それは決して適格消費者団体側にそういう権限を与えるということではなくて、差止請求という訴訟手続の中で、裁判所が、今行政が持っているような権限と同じような権限を持って不実証広告規制のルールを適用することができるというような可能性も検討に値するのではないかと思っております。

以上です。

○山下座長 ありがとうございます。

北島委員、お願いいたします。

○北島委員 ありがとうございます。

20ページに適格消費者団体について、現在の差止請求という形に限られない事業者の行為・契約内容の適法性評価、インターネット上の取引環境の設計の評価、事業者・事業者団体との対話等ということが書かれていて、これらは差止請求の業務の延長線上と捉えられていると思いますところではありますが、それを超えた部分もあるように思います。適格消費者団体を認定するときの基準として、差止請求を主に念頭に置いた基準がつくられていると思われるところですが、このように業務を発展させるということであれば、それに合わせて認定基準についても考え方もあるように思っております。

私からは以上です。

○山下座長 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、資料2の2ポツの（2）のところも取りあえずこれで終了ということにさせ

ていただこうと思います。

消費者団体制度については、適格消費者団体も含め、差止め請求等について活発に活動をすることで、現在、消費者保護の重要な役割を果たしていると認識しております。さらに活動を活発にしていただいて、より適切な市場を形成していくという観点は非常に重要な視点ではないかと思いますし、法律で必ずしも十分カバーし切れない部分について、消費者団体が様々な実態を把握しながら迅速に対応していただくことは、消費者保護について絶対に必要なことですので、今後、こうした拡充の可能性を考えていくというのが非常に重要だと思います。

他方で、垣内委員からも御指摘があったところでもございますが、消費者団体が消費者の利益を全て代表しているわけではなくて、個別の消費者が持っている利益というものについて、個別の利益を尊重することも非常に大事で、ここは制度の正統性というものに関わってくる部分でもございますので、引き続き慎重な議論をしていきたいと思っております。

本日議論したい内容は大体終わりましたが、補足すべき点などはございますでしょうか。垣内委員におかれましては途中から参加をいただいたということで、資料1に関してももし何か御意見等がございましたら先にお伺いしておきますが、そうした点も含めて何か言い忘れた点等がございましたらよろしくお願ひします。

よろしいでしょうか。

それでは、これで全て終わりましたので、長時間ありがとうございました。

最後に、事務局から連絡をお願いします。

○古川消費者制度課長 本日もどうもありがとうございました。

事務局より、次回の開催についてお知らせいたします。

委員の皆様には日程の御相談をさせていただいているかと思いますけれども、次回の会合は年明けになりますが、1月13日火曜日に第4回のワーキンググループを開催させていただきたいと思います。

以上でございます。

○山下座長 それでは、本日はこれにて閉会とさせていただきます。

お忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございました。